職工から訴へた 退職手當の請求

藤永田勞働爭議の和解

續行公判で證人調べ

大阪藤永田造船所元職工小川宇三郎外四十一名が同造船所主永田三十郎氏を相手取り任意退職手當金請求訴訟の口頭辯論は十四日大阪區裁判所で續行された職工側原告の主張は爭議當時の六月二十一日夜會社側の樋間前野芳造氏と調停者日野國明氏は勞働側委員と協議の結果任意退職手當として就業六箇月未滿の者には日給三十日分一年未滿のものには同四十五日分一年以上は各一箇年を增す事に一箇月分を支給する事に協定し乍ら會社側は之を履行せず此訴へに及んだと云ふのに對し會社側では協定に有利な證言をして開延した次回の事實は否認して居たが證人前野芳造氏は證人として出延當時手當金問題は議題に上つたが原告の主張通り讓渡したのでないと會社側に有利な證言をして開延した次回の事實は否認して居たが證人前野芳造氏は二十四日言渡がある筈（大阪）